

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び
健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案 参照条文目次

一	健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）	1
二	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）	13
三	民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	15
四	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	15
五	健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）（抄）	16
六	日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）（抄）	17
七	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）	18
八	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）	21
九	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）	24
十	国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）（抄）	26
十一	国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）（抄）	27

十二	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（抄）	・・・・・・	29
十三	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）	・・・・・・	35
十四	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	・・・・・・	35

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（政府管掌健康保険）

第五条 政府は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。第六十三条第三項第二号、第一百五十五条第一項、第七十二条第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。）の保険を管掌する。

2 前項の規定により政府が管掌する健康保険の保険者の事務は、社会保険庁長官が行う。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後（全国健康保険協会管掌健康保険）

第五条 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。次節、第五十一条の二、第六十三条第三項第二号、第一百五十五条第一項、第七十二条第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。）の保険を管掌する。

2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

（組合管掌健康保険）

第六条 健康保険組合は、その組合員である被保険者の保険を管掌する。

（規約）

第十六条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
- 四 組合会に関する事項
- 五 役員に関する事項

- 六 組合員に関する事項
- 七 保険料に関する事項
- 八 準備金その他の財産の管理に関する事項
- 九 公告に関する事項
- 十 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

2・3 (略)

(組合員)

第十七条 健康保険組合が設立された適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員とする。

- 2 前項の被保険者は、当該設立事業所に使用されなくなったときであっても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

(役員)

第二十一条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

- 3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙する。

- 4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

- 5 監事は、理事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

(合併)

第二十三条 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

(標準報酬月額)

第四十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によって定める。

(略)

2 毎年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の一・五を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に変更する等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

3 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。
(標準賞与額の決定)

第四十五条 保険者は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百四十万円（第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 第四十条第三項の規定は前項の政令の制定又は改正について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後（標準賞与額の決定）

第四十五条 保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百四十万円（第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 第四十条第三項の規定は前項の政令の制定又は改正について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。
（健康保険組合の付加給付）

第五十三条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

（国庫負担）

第五十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び第七十三条の規定による拠出金並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後（国庫負担）

第五十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び第七十三条の規定による拠出金並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

（国庫補助）

第五十三条 国庫は、第五十一条に規定する費用のほか、政府が管掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）の納付に要する費用の額に給付費割合（同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）を乗じて得た額の合算額（同法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に千分の百六十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 (略)

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後（国庫補助）

第五十三条 国庫は、第五十一条に規定する費用のほか、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）の納付に要する費用の額に給付費割合（同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）を乗じて得た額の合算額（同法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に千分の百六十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 (略)

(保険料)

第五十五条 保険者は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、第七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後（保険料）

第五十五条 保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、第七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。（保険料率）

第六十条 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の八十二とする。

2 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）、保健事業及び福祉事業に要する費用（社会保険庁長官が必要があると認めるときは、年金特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金への繰入金に充てる費用を含む。）の予定額並びに第七十三条の規定による拠出金、国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入の額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

3 社会保険庁長官は、少なくとも二年ごとに、第一項の一般保険料率（第七項の規定によりその一般保険料率に変更された場合においては、変更後の一般保険料率。次項において同じ。）が前項の基準に適合していることを確認し、その結果を公表するものとする。

4 社会保険庁長官は、第一項の一般保険料率が第二項の基準に適合しないことが明らかになったときは、厚生労働大臣に対し、第一項の一般保険料率の変更について申出をすることができる。

- 5 前項の申出であつて一般保険料率の引上げに係るものは、保険給付の内容の改善又は診療報酬の改定を伴う場合に限り、することができる。
- 6 前項に規定する場合のほか、前期高齢者納付金等若しくは後期高齢者支援金等の増加に伴いその納付に必要な場合又は一般保険料額の総額の減少を補う必要がある場合においては、第四項の申出をすることができる。
- 7 厚生労働大臣は、第四項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、社会保障審議会の議を経て、千分の六十六から千分の九十一までの範囲内において、第一項の一般保険料率（この項の規定によりその一般保険料率に変更された場合においては、変更後の一般保険料率）を変更することができる。
- 8 政府は、厚生労働大臣が前項の規定により一般保険料率を変更したときは、速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。
- 9 健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率は、千分の三十から千分の百までの範囲内において、決定するものとする。
- 10 前項の一般保険料率の決定は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 11 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（政府が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。
- 12 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。
- 13 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（政府が管掌する健康保険においては、その額から第五十三条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第二号被保険者である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後

第六十条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の三十から千分の百までの範囲内において、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）を単位として協会が決定するものとする。

2 前項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という。）は、当該支部被保険者に適用する。

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことが出来るものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第五十二条第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）のうち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額（当該支部被保険者に係る療養の給付等に関する第五十三条第一項の規定による国庫補助の額を除く。）に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られる見込まれる額

二 保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く。）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額（第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額（前号の国庫補助の額を除く。）並びに第七十三条の規定による抛出金の額を除く。）に総報酬按分率（当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

三 保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

4 協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正する

- ため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。
- 5 協会は、二年ごとに、翌事業年度以降の五年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。
- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならぬ。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。
- 10 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図る上で不相当であり、協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。
- 11 厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。
- 12 第九項の規定は、前項の規定により行う都道府県単位保険料率の変更について準用する。
- 13 第一項及び第八項の規定は、健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率について準用する。この場合において、第一項中「支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）を単位として協会が決定するものとする」とあるのは「決定するも

のとする」と、第八項中「都道府県単位保険料率」とあるのは「健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率」と読み替えるものとする。

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第百五十三条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第二号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第十四項及び第十五項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。

（日雇拠出金の徴収及び納付義務）

第百七十三条 日雇特例被保険者の保険の保険者は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。第百七十五条において同じ。）に充てるため、第百五十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から拠出金を徴収する。

2 日雇関係組合は、前項に規定する拠出金（以下「日雇拠出金」という。）を納付する義務を負う。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後（日雇拠出金の徴収及び納付義務）

第百七十三条 社会保険庁長官は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者

支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。第七十五条において同じ。）に充てるため、第七十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から拠出金を徴収する。

2 (略)

附 則

(退職者給付拠出金の経過措置)

第四条の三 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第五十一条中「及び第七十三条の規定による拠出金」とあるのは、「第七十三条の規定による拠出金及び国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」と、第五十五条及び第六十条第二項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条第六項中「若しくは後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等若しくは退職者給付拠出金」と、同条第十一項中「国庫補助額を控除した額」とあるのは、「国庫補助額を控除した額」並びに退職者給付拠出金の額」と、附則第二条第一項中「日雇拠出金」とあるのは「日雇拠出金、退職者給付拠出金」とする。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後（退職者給付拠出金の経過措置）

第四条の三 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第七条の二第三項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「並びに介護保険法」とあるのは「及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法」と、第五十一条中「及び第七十三条の規定による拠出金」とあるのは、「第七十三条の規定による拠出金及び退職者給付拠出金」と、第五十五条第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、第六十条第三項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条第十四項中「国庫補助額を控除した額」とあるのは「国庫補助額を控除した額」並びに退職者給付拠出金の額」と、附則第二

条第一項中「日雇抛し出し金」とあるのは「日雇抛し出し金、退職者給付抛し出し金」とする。

（病床転換支援金の経過措置）

第四条の四 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定により読み替えられた第二百五十一条中「第七十三條」とあるのは「同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、第七十三條」と、第五十三條第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」と、第五十四條第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金」と、前条の規定により読み替えられた第五十五條及び第六十條第二項中「及び退職者給付抛し出し金」とあるのは「、病床転換支援金及び退職者給付抛し出し金」と、前条の規定により読み替えられた第六十條第六項中「若しくは」とあるのは「、病床転換支援金等若しくは」と、前条の規定により読み替えられた第六十條第十一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」と、第七十三條第一項及び第七十六條中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、前条の規定により読み替えられた附則第二条第一項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条（平成二十年十月施行）による改正後（病床転換支援金の経過措置）

第四条の四 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定により読み替えられた第七條の二第三項中「及び国民健康保険法」とあるのは「、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、及び国民健康保険法」と、前条の規定により読み替えられた第五十一条中「第七十三條」とあるのは「病床転換支援金等、第七十三條」と、第五十三條第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律

の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）と、第百五十四条第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」と、前条の規定により読み替えられた第百五十五条第一項中「及び退職者給付抛出国」とあるのは、「、病床転換支援金等及び退職者給付抛出国」と、前条の規定により読み替えられた第百六十条第三項第二号中「及び退職者給付抛出国」とあるのは、「後期高齢者均等の額及び病床転換支援金等」と、前条の規定により読み替えられた第百六十条第十四項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」と、第百七十三条第一項及び第百七十六条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、前条の規定により読み替えられた附則第二条第一項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

（国庫補助の経過措置）

第五条 当分の間、第百五十三条第一項中「千分の百六十四から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合」とあり、及び第百五十四条第一項中「前条第一項に規定する政令で定める割合」とあるのは「千分の百三十」と、同条第二項中「同条第一項に規定する政令で定める割合」とあるのは「千分の百六十四」とする。

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三（略）

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条

まで、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条から第九十五条まで、第九十六条から第九十七条から第百条まで、第百一条、第百二条、第百三条、第百四条、第百五条、第百六条、第百七条、第百八条、第百九条、第百十条、第百十一条、第百十二条、第百十三条、第百十四条、第百十五条、第百十六条、第百十七条、第百十八条、第百十九条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十八条及び第百二十九条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百一条、第一百二条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十一条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第二百条、第二百零一条、第二百零二条、第二百零三条、第二百零四条、第二百零五条、第二百零六条、第二百零七条、第二百零八条、第二百零九条、第二百一十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百一十三条、第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十六条、第二百一十七条、第二百一十八条、第二百一十九条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条の規定 平成二十年十月一日

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百一条、第一百二条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十一条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第二百条、第二百零一条、第二百零二条、第二百零三条、第二百零四条、第二百零五条、第二百零六条、第二百零七条、第二百零八条、第二百零九条、第二百一十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百一十三条、第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十六条、第二百一十七条、第二百一十八条、第二百一十九条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条の規定 平成二十四年四月一日

第十一条 平成二十年四月一日以降における政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率について第四条の規定による改正前の健康保険法（以下「平成二十年十月改正前健保法」という。）第六十条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「予定額」とあるのは「予定額、健康保険事業の事務の執行に要する費用の予定額、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条の規定による改正後の健康保険法第六十条の二に規定する準備金の積立てに要する費用の予定額」と、「国庫補助」とあるのは「国庫負担、国庫補助」と、「おおむね五年を通じ」とあるのは「平成二十一年三月三十一日までの間」とするほか、同条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

第八十二条 附則第八十条の規定による改正後の特別会計に関する法律第一百一十一条第五項及び第七項、第一百三十三条第五項、第一百四十四条第七項並びに附則第二十九条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の同法第一百一十一条第五項第一号イ及び第二号イ並びに第七項第二号イ、第一百四十四条第七項並びに附則第二十九条の規定の適用については、同法第一百一十一条第五項第一号イ中「健康保険事業の保険料」とあるのは「健康保険法の規定による社会保険庁長官が徴収する保険料」と、同項第二号イ中「健康保険事業の保険給付費」とあるのは「健康保険事業の保険給付費及び全国健康保険協会への交付金」と、同条第七項第二号イ中「及び健康保険事業」とあるのは「健康保険事業及び健康保険に關し政府が行う業務」と、同法第一百四十四条第七項中「又は福祉事業費」とあるのは「若しくは福

社事業費又は健康保険に関し政府が行う業務の業務取扱費」と、附則第二十九条中「健康保険事業及び特別障害給付金」とあるのは「健康保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び特別障害給付金」とする。

◎ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（催告）

第五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

◎ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

（兼営の認可）

第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。

- 一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業
- 二 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（次条第三項において「信託受益権販売業」という。）
- 三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）
- 四 財産に関する遺言の執行
- 五 会計の検査
- 六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介
- 七 次に掲げる事項に関する代理事務

- イ 第三号に掲げる財産の管理
- ロ 財産の整理又は清算
- ハ 債権の取立て
- ニ 債務の履行

2・3 (略)

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）（抄）

（国民健康保険法の一部改正）

第五条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第七十三条第一項中「の百分の三十二」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、

特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から、

当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第十三条ノ二第二項又は第六十九条の八の規定による承認を受けて

同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。

ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」とい

う。）を控除した額

ロ 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から、当該費用の額のうち組合特定被保険者に係る費用の額として

政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定納付費用額」という。）を控除した額

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額

（略）

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。ただし、第五条中国民健康保険法附則第十二項を削る改正規定、同法附則第十三項の改正規定及び同項を同法附則第十二項とする改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国民健康保険法附則第十二項の規定は、平成九年四月一日から適用する。

第七条 平成九年八月三十一日に国民健康保険組合の組合員であつて、同日以後引き続き当該国民健康保険組合の組合員である者及び当該組合員の世帯に属する当該国民健康保険組合の被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用についての国民健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例による。

◎ 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十四条の規定 公布の日

- 二 附則第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第百九条及び第百十九条の二の改正規定並びに附則第七十条の規定 平成二十年十月一日

第二十三条 健康保険法の一部を次のように改正する。

(略)

本則（第六十条第九項、第八十条第一項、第八十一条の三第一項、第九十八条第一項及び第二百四条第一項を除く。）中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十条第九項中「するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

(略)

◎ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第八十八条（平成二十年十月施行）による改正後

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給

付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。

第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 資産に関する事項
 - 五 役員に関する事項
 - 六 業務及びその執行に関する事項
 - 七 各保険者との契約の締結に関する事項
 - 八 会計に関する事項
 - 九 定款の変更に関する事項
 - 十 公告の方法
 - 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 3 基金は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。
 - 二 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定したる金額を支払うこと。

- 三 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があつた場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。
 - 四 前二号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。
 - 五 前各号の業務に附帯する業務
 - 六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務
- 2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することがで

きる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の委託を受けて、国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。

4 基金は、前三項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、保険者、国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事とそれぞれ契約を締結するものとする。

5 基金は、第一項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条 基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十八条の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

2 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事若しくは幹事が、第十五条に規定されていぬ業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条及び第九十六条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二から第十二条の八

の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二百二十六条の五第二項	掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金を含む、介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格

(略)	附則第十二条第 六項		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額				
(略)	(略)	掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）	(略)	(略)	(略)	を有する任意継続加入者にあつては介護納付金（介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金を含む。）

附 則

(国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例)

31 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第二百二十六条の五第二項の項下欄中「に係

る掛金を含み」とあるのは「並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」とする。

32 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第一百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）

33 介護納付金に係る掛金は、第二十七条第二項の規定により徴収するもののほか、共済規程で定めるところにより、加入者期間の計算の基礎となる各月のうち、加入者（附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）が介護保険第二号被保険者の資格を有しない日（当該加入者に介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある日に限る。）を含む月（政令で定めるものを除く。）であつて共済規程で定めるものにつき、徴収することができる。

34 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第一百二十六条の五第二項の項下欄中「任意継続加入者」とあるのは「任意継続加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規程で定めるものに限る。）」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職加入者」とあるのは「特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規程で定めるものに限る。）」と、第二十七条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十三項」とする。

◎ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）

(業務)

第二十三条 (略)

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等並びに後期高齢者支援金等、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行う。

3・4 (略)

(区分経理)

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く。)

三〇五 (略)

2 (略)

附則

(国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十三条の二 当分の間、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金、介護保険法」と、第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」とする。

2 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床

転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百二十六条の五（略）

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続組合員」という。）は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 3 6（略）

附 則

（特例退職組合員に対する短期給付等）

第十二条（略）

2 2 5（略）

6 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。

7 7 11（略）

◎ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）

（組合に対する補助）

第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額を補助することができる。

一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第三条第一項第八号又は同条第二項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」という。）を控除した額

ロ 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）から、当該費用の額のうち組合特定被保険者に係る費用の額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定納付費用額」という。）を控除した額

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額

2 前項第二号の特定割合は、百分の三十二を下回る割合であつて、健康保険法による健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に対する国の補助の割合を勘案して、特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれについて、政令で定めるものとする。

3 第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている組合及び組合員の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている組合に対する第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げ

る額及び特定給付額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同号イに掲げる額及び特定給付額に相当する額とする。

4 国は、第一項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、同項の補助の額を増額することができる。

5 前項の規定により増額することができる補助の額の総額は、第一項第一号イに掲げる額及び特定給付額（これらの額について第三項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）並びに同号ロに掲げる額及び特定納付費用額の合算額の見込額の総額の百分の十五に相当する額の範囲内の額とする。

附 則

（病床転換支援金の経過措置）

第二十二條 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第六十九条中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第七十条第一項（附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」と、同項第二号（附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十三条第一項及び第二項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十五条及び第七十六条第一項（附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第七条第一項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、前条第三項第二号及び第四項第二号中「調整対象基準額及び」とあるのは「調整対象基準額並びに」と、「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）

（市町村連合会）

第二十七条 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）を置く。

2 市町村連合会の業務は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 長期給付の決定及び支払
 - 二 長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。次号において同じ。）に充てるべき積立金の積立て
 - 三 長期給付に係る業務上の余裕金の管理
 - 四 その他総務省令で定める業務
- 3 市町村連合会は、前項に規定する業務のほか次に掲げる事業を行う。
- 一 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。
 - 二 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。
 - 三 災害給付積立金を管理すること。
 - 四 福祉事業を行うこと。
 - 五 その他その目的を達成するために必要な事業
- 4 市町村連合会は、政令の定めるところにより、第二項に規定する業務の一部を構成組合に行わせることができる。
- 5 前項の場合において、この法律の規定の適用に必要と認められる技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。
- 6 市町村連合会は、法人とする。

7 市町村連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合及び市町村連合会をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を置く。

2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

一 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に提供する。

二 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を定めること。

三 長期給付積立金を管理すること。

四 第一百六条の二に規定する財政調整拠出金を拠出し又は国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号) 第二十条の二に規定する財政調整拠出金を受け入れること。

五 その他その目的を達成するために必要な事業

3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第三百三十四条第八項(同法第三百三十七条第六項及び第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。)及び第三百三十六条第六項(同法第三百三十八条第二項、第三百四十条第三項及び第三百四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知の経由に係る事業並びに同法第三百三十七条第二項(同法第四百零三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業その他総務省令で定める事業を行うものとする。

4・5 (略)

(費用の負担)

第十三条 組合の給付に要する費用(老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という。))及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 第八十一条の二第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。))並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用並

びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。)は、短期給付に要する費用(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。)にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員(介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者(第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。)の資格を有する者)を単位として、長期給付に要する費用(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用(第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。)を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条(第三十八条第一項)において準用する場合を含む。)の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金(以下この号において「地方の積立金」と総称する。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この号において「国の積立金」という。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金(地方の積立金及び国の積立金をいう。)を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

3 3 7 (略)

(掛金)

第百十四条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）に、更に組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月

が対象月である場合に限る。)の掛金は、徴収しない。

3 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料の額及び期末手当等の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。)を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款(長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款)で定める。

4 組合員のうち給料の額が六十二万円を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を超える者は、前項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなし、期末手当等を受けた月において、その月に受けた期末手当等の額が百五十万円を超える者は、同項の規定の適用については期末手当等の額が百五十万円であるものとみなし、給料の額が九万八千円を当該政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を下る者は、同項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなす。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月(政令で定めるものを除く。)をいう。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第四百四十四条の二 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

附 則

(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業等)

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除く。次条第一項において同じ。)の掛金(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金に係るものを含む。次条第一項において同じ。)に係る不均衡を調整するための交付金(第四項において「調整交付金」という。)の交付の事業その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、次に掲げる預託金の運用収入又は拠出金をもつて充てるものとする。

一 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合からの市町村連合会に対する預託金の運用収入

二 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合からの市町村連合会に対する拠出金

3 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、短期給付に係る業務上の余裕金のうちから前項第一号の預託金を市町村連合会に預託し、又は同項第二号の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

4 調整交付金の交付を受ける市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二並びに第百十四条第三項の規定の適用については、当該調整交付金は、掛金とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
(市町村連合会の総会の議員の定数の特例)

第十四条の六 市町村連合会の当面の円滑な運営を期するため、第三十条第二項の規定にかかわらず、昭和五十八年法律第五十九号の施行の日から政令で定める日までの間は、市町村連合会の総会は、議員七十一人をもつて組織するものとする。この場合において、同条第三項中「四十七人」とあるのは「五十五人」と、「十四人」とあるのは「十六人」として、同項の

規定を適用する。

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（定義）

第七条 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 一六（略）

2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

3（略）

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（歳入及び歳出）

第百十一条（略）

2 4（略）

5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 健康保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金

ニ 健康保険法の規定による拠出金

ホ 事業運営安定資金からの受入金

ヘ 事業運営安定資金から生ずる収入

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 健康保険事業の保険給付費

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等

ハ 介護保険法の規定による納付金

ニ 事業運営安定資金への繰入金

ホ 一時借入金の利子

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

6・7 (略)

※ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第八十条（平成二十年十月施行）による改正後

（歳入及び歳出）

第百十一条（略）

254 (略)

5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 健康保険法第百五十五条の規定による保険料（任意継続被保険者に係る保険料を除く。）

ロ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金

ハ 健康保険法の規定による拠出金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 全国健康保険協会への交付金

ロ 一時借入金の子

ハ 業務勘定への繰入金

ニ 附属諸費

6・7 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百零一条、第三百零二条、第三百零七条、第三百一十条、第三百一十一条、第三百一十二条、第三百一十三条、第三百一十四条、第三百一十五条、第三百一十六条、第三百一十七条、第三百一十八条、第三百一十九条、第三百二十条、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十八条、第三百三十九条、第三百四十条、第三百四十一条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十四条、第三百四十五条、第三百四十六条、第三百四十七条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十条、第三百五十一条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十四条、第三百五十五条、第三百五十六条、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十一条、第三百六十二条、第三百六十三条、第三百六十四条、第三百六十五条、第三百六十六条、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百七十条、第三百七十一条、第三百七十二條及び第三百七十三条の規定 平成二十年四月一日

二 附則第二百六十九條、第二百九十條及び第三百八十七條の規定 平成二十二年四月一日

三 附則第二百六十條、第二百六十二條、第二百六十四條、第二百六十五條、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十四条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百七十七条、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百八十条、第二百八十一条、第二百八十二条、第二百八十三条、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百条、第三百零一条、第三百零二条、第三百零三条、第三百零四条、第三百零五条、第三百零六条、第三百零七条、第三百零八条、第三百零九条、第三百一十条、第三百一十一条、第三百一十二条、第三百一十三条、第三百一十四条、第三百一十五条、第三百一十六条、第三百一十七条、第三百一十八条、第三百一十九条、第三百二十条、第三百二十一条、第三百二十二条、第三百二十三条、第三百二十四条、第三百二十五条、第三百二十六条、第三百二十七条、第三百二十八条、第三百二十九条、第三百三十条、第三百三十一条、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十八条、第三百三十九条、第三百四十条、第三百四十一条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十四条、第三百四十五条、第三百四十六条、第三百四十七条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十条、第三百五十一条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十四条、第三百五十五条、第三百五十六条、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十一条、第三百六十二条、第三百六十三条、第三百六十四条、第三百六十五条、第三百六十六条、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百七十条、第三百七十一条、第三百七十二條及び第三百七十三条の規定 平成二十三年四月一日